

平成25年度光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

会 長 西 川 公 博

- 1 開催日時 平成26年 3月13日(木) 14:00～15:00
- 2 開催場所 総合福祉センター あいぱーく光 健診ホール
- 3 会議出席者 出席委員：西川会長 他17名(20名中)
欠席委員：内藤勲敏 上田孝志
事務局：近藤福祉保健部長
都野福祉保健部次長
中邑高齢者支援課長
瀬上地域包括支援担当課長
玉木高齢福祉係長 志熊地域包括支援係長
植本介護保険係長 讃井地域包括ケア調査担当係長
中村主査 坪井主査 轟主事(以上11名)
- 4 会議次第 別添資料のとおり
- 5 会議資料 別添協議会資料のとおり

1 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。

年度末を迎え、委員の皆様にはそれぞれの立場でお忙しい中、本協議会にご出席いただきありがとうございます。

今日は、午前中に大和地区の、なかまのつどいという高齢者の集まりがあり、ボランティアを含め約140名による楽しい会に参加し、高齢者社会において地域でさまざまな取り組みが行われていることに感心をしました。

さて、こういった中、光市は昨年に高齢化率が30%を超えました。このような中で、市川市長は住み慣れた地域で医療、介護等生活支援サービスが一体として提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指しておられます。

そのような市長の思いの中で、私たちは平成23年度に第5期高齢者保健福祉計画の策定に参画し、この協議会を通して意見、提言をさせていただき、平成24年4月から光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画がスタートいたしました。

本計画は平成24年度から平成26年度までの3年間であり、2年を経過し、今年度が中間期にあたるところから、各種施策における計画値と実績値との状況やそれらを踏まえた一連の傾向把握など、計画の進捗状況を事務局からご説明いただいたうえで委員の皆様から更なるご意見ご提言をお聞きしたいと思っております。

また、今月末をもって本協議会委員の任期が満了いたしますところから、委員の皆様には、第5期計画の策定へのご協力など、改めて感謝の意を申し上げますとともに、4月からも引き続き委員となられた場合には第6期計画策定へのご協力をよろしくお願いいたします。

また、本協議会終了後、休憩をはさみ、引き続き地域密着型サービス運営委員会を開催することとしております。会議終了は15時30分を予定しておりますので最後までよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の進捗状況について

ア 光市介護保険事業の進捗状況

会議資料 P.1~12 について事務局が説明

イ 光市高齢者保健福祉施策の進捗状況

会議資料 P.13~15 について事務局が説明

(2) 意見交換

(要旨)

中川委員

災害時要援護高齢者登録実績の登録方法は誰がどのように行うのか。

事務局

民生委員に依頼をしている、ひとり暮らし調査、在宅寝たきり調査時のために民生委員が地域の方を訪問するときに合わせ、災害時要援護高齢者登録についての説明、登録勸奨、申請書の取りまとめをしてもらっている。民生委員の訪問以外でも、希望者がいれば、あいぱーくの窓口にて随時登録申請を受け付けている。

中川委員

対象者の条件はあるのか。

事務局

65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の高齢者世帯の方、身体障害者手帳1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方を対象者と定義している。対象としていない場合においても、災害時に自力では迅速な避難ができない方が希望される場合は登録受付を行っている。

中川委員

75歳以上の夫婦2人暮らしの場合、2人とも元気であっても対象者となるか。

事務局

対象となる。

中川委員

民生委員は登録勸奨等をしてくれるが、具体的に援護してもらえる人を探すことは自ら行わなければならないので、そこが難しいことだと感じている。

池田委員

民生委員としては、65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の高齢者世帯の方、寝たきりの方を調査しており、災害時要援護高齢者登録を希望される方に対して、援護してもらえる人の確認などのお手伝いをしている。現在は希望される方のみ登録となっており、65歳以上ではあるが元気な人などは登録を希望されないことなどにより63%という登録率になっているが、登録方法等も含め今後とも行政、社会福祉協議会とも連携を図っていきたいと考えている。なお、登録の有無に関わらず、災害時には地域の防災組織等とも協力しながら民生委員としても援護をするつもりである。

山下委員

全ての介護保険サービス利用者数を足しても認定者に対するサービス利用率が80%台となるが、残りはサービスを利用していないと考えてよいか。また、サービス利用者の数値の中に、サービス付高齢者専用住宅や住宅型有料老人ホームの入居者の数は含まれているのか。

事務局

サービス利用率は80%台で推移しており、認定を受けているがサービスを利用

していない方が認定者のうち10数%いると考えてもらってよい。

サービス付高齢者専用住宅や住宅型有料老人ホームに入居者されている方が、介護保険サービスを利用していれば、該当する種類のサービス利用者数に含まれている。しかしながら、サービス付高齢者専用住宅や住宅型有料老人ホームに入居している方の全人数は把握していない。

平岡委員

光市内の特別養護老人ホームに他市から入所されている方がいるということであるが、光市と無縁の方が入所することは可能なのか。

事務局

30床以上の特別養護老人ホームは山口県が指定しており、入所者は所在地の被保険者のみに限られておらず、入所者の判定も山口県の指針に基づき各施設が判定するため、市外の方が入所することは可能となっている。

平岡委員

光市においても入所待機者が数百名いると聞かすが、そういった状況でも他市の方が先に申し込んでいれば他市の方が優先して入所するのか。

事務局

入所判定は申し込み順ではなく、介護度や家族の状況等により優先順位が決定される。また、入所判定は各施設が行うことから、行政として光市の被保険者を優先して入所させるよう施設に指示する権限はない。

横山委員

第5期計画値と平成24・25年度実績値に乖離のある事業があるが、平成24・25年度実績値を考慮して平成26年度の計画値を定めたのか。

事務局

平成24～26年度の第5期計画値は平成23年度に設定しており、第5期計画における計画値の変更は行わないので、平成24・25年度の実績を考慮して平成26年度の計画値を定めているわけではない。なお、平成24～26年度の計画値は平成21～23年度の実績を基に設定している。

横山委員

平成27年度からは平成24～26年度の実績を考慮し計画値を設定するのか。

事務局

来年度に第6期計画を策定する際は、平成24～26年度の実績を基に平成27～29年度の計画値を設定することとなる。

3 福祉保険部長あいさつ

委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきました計画値と実績値の乖離については、全てを見直すのではなく、重点的に対応すべき内容を見極め、平成26年度の介護保険事業運営を行いたいと考えております。

また、この会の冒頭に西川会長が言われましたとおり、平成26年度には光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定することとしており、その中には現在進めております地域包括ケアシステムの構築に伴う一定の具体的施策も盛り込んでいく考えでありますので、その際には皆様方のご協力をお願いしたいと思います。